

令和6年12月24日
港湾局 技術企画課
港湾経済課

「みなとSDGsパートナー登録制度」第10回新規登録事業者を決定しました

本年10月に第10回の募集を開始した「みなとSDGsパートナー登録制度」について、申請内容を審査した結果、今般、港湾関係企業等13者の新規登録を決定しました。
これまでの登録事業者325者と合わせて合計338者の登録となります。

近年、SDGs達成に資する取組は企業価値の向上と競争力の強化の面からも重要となっており、港湾運送事業者や港湾建設業者をはじめとする港湾関係企業、団体（以下「港湾関係企業等」）においても、これらの取組を推進する機運が高まりつつあります。

これを踏まえ、地域を問わず全国の港湾関係企業等によるSDGs達成に資する取組の更なる推進を図り、ひいては我が国港湾及び港湾関係企業等の魅力向上と持続的な発展に貢献するため、令和4年7月に「みなとSDGsパートナー登録制度」を創設いたしました。本年10月に第10回の登録希望者を募集し、申請内容を審査した結果、今般下記の通り新規登録事業者を決定しました。

記

1. 募集期間 令和6年10月1日（火）から令和6年11月29日（金）まで
2. 登録日 令和6年12月27日（金）
3. 新規登録事業者 13者（事業者一覧は別紙の通り。）
4. その他 新規登録事業者の具体的な取組については、国土交通省港湾局「みなとSDGsパートナー登録制度」のページ（※1）に掲載しております。
（※1）https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_tk5_000047.html

【参考】みなとSDGsパートナー登録制度について

本制度の概要： SDGsの普及促進と達成に向けた取組の更なる推進を図り、ひいては我が国港湾及び港湾関係産業の魅力向上と将来にわたる持続的な発展に貢献するために創設したものです。本登録制度への参加を通じて、自社の事業活動とSDGsの関連性について身近な所から「気づき」を得るとともに、SDGsに資する取組を「見える化」する効果が期待されます。

登録対象者： 港湾の整備、利用、保全、管理、運営に関する事業活動を行う企業、法人、団体等であってSDGsの達成に向けた取組を実施している、又は取り組む意欲がある者

主なメリット： 登録証の交付、ロゴマーク（※2）の使用許可、港湾局ウェブサイトでは事業者の取組を紹介、事業者のブランディング・イメージ向上、人材確保・育成 等



（※2）ロゴマーク

【問い合わせ先】

＜港湾運送事業関係以外＞港湾局技術企画課 浅見、磯谷

TEL:03-5253-8111(内線:46541)、03-5253-8905(直通)

＜港湾運送事業関係＞港湾局港湾経済課 上野、本多、坂本

TEL:03-5253-8111(内線:46802)、03-5253-8629(直通)